8．給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載例

(1)退職等の異動により未徴収税額を個人で納付する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促

年度　(1)．現年度　2．新年度　3．両年度

××年○○月△△日 提出

(宛先)　吉川市長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒012-3456 ○○県××市△△ 1-2-3
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 ○×商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	1234567
宛名番号	1

担当連絡者先：所属 人事課人事労務係／氏名 特徴 花子／電話 000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者		(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ヨシカワ イチロウ						
氏名	吉川 一郎						
生年月日	1998 年 1 月 1 日						
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
受給者番号	111						
1月1日現在の住所	埼玉県吉川市△△ 3-2-1	140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	×× 年 8 月 20 日	1（右から番号を記入） 1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠勤 4．死亡 5．支払少額・不定期散 6．合併・解散 7．その他（事由・理由）	3（右から番号を記入） 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
異動後の住所							

8月20日付で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア)特別徴収税額(年税額)　140,000円(6月から翌年5月分)

(イ)徴収済額　35,600円(6月から8月分)

(ウ)未徴収税額　104,400円(9月から翌年5月分)

↑ 普通徴収税額

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	（新規）
所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	

務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を
分（翌月10日納入期限分）から
納入するよう連絡済みです。

号

要否（記載）　（右から番号を記入）　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由　（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、
＿＿月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

3．普通徴収の場合

理由　1（右から番号を記入）

1．異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

【提出先】〒342－8501　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　吉川市役所　総務部課税課市民税係

⑵転勤等により新事業所で特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促

年度　(1.) 現年度　2. 新年度　3. 両年度

××年○○月△△日 提出

(宛先)　吉川市長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒012-3456 ○○県××市△△ 1-2-3
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 ○×商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		1234567
宛名番号		1
担当連絡者先	所属	人事課人事労務係
	氏名	特徴 花子
	電話	000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ヨシカワ イチロウ						
氏名	吉川 一郎						
生年月日	1998 年 1 月 1 日						
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
受給者番号	111						
1月1日現在の住所	埼玉県吉川市△△ 3-2-1	140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	×× 年 8 月 20 日	1 (右から番号を記入) 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡	1 (右から番号を記入) 1．特別徴収継続 2．一括徴収
異動後の住所							

8月20日付で退職する給与所得者が、9月分から新しい会社で特別徴収する場合。

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
所在地	〒 654-3210 ○○県××市△△ 1-2-3	担当者連絡先 所属	庶務課社員係
フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ	氏名	特徴 進
氏名又は名称	○×不動産 株式会社	電話	111-111-1111 内線（ 222 ）

新しい勤務先の担当者が記入します。

新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	1 (右から番号を記入) 1．必要 2．不要

2．一括徴収の場合

理由 [] (右から番号を記入)

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、[] 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由 [] (右から番号を記入)

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

【提出先】〒342－8501　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　吉川市役所　総務部課税課市民税係

(3)未徴収税額を退職手当等から一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促

年度　(1.) 現年度　2. 新年度　3. 両年度

××年○○月△△日 提出

(宛先)　吉川市長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒012-3456 ○○県××市△△ 1-2-3
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社 ○×商事
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		1234567
宛名番号		1
担当連絡者先	所属	人事課人事労務係
	氏名	特徴 花子
	電話	000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ヨシカワ イチロウ						
氏名	吉川 一郎						
生年月日	1998 年 1 月 1 日						
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
受給者番号	111						
1月1日現在の住所	埼玉県吉川市△△ 3-2-1	140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	×× 年 8 月 20 日	1 (右から番号を記入) 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期散 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	2 (右から番号を記入) 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）
異動後の住所							

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	(新規)
所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	

務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を
分（翌月10日納入期限分）から
納入するよう連絡済みです。

号

要否 (記載) (右から番号を記入) 1. 必要　2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由 (1) (右から番号を記入)

1. 異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
9 月 20 日	104,400 円

左記の一括徴収した税額は、
(9) 月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

3. 普通徴収の場合

理由 () (右から番号を記入)

1. 異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3. 死亡による退職であるため

8月20日付で退職した給与所得者の未徴収税額を、9月分で一括して納入する場合。

(ア)特別徴収税額(年税額)　140,000円(6月から翌年5月分)

(イ)徴収済額　35,600円(6月から8月分)

(ウ)未徴収税額　104,400円(9月から翌年5月分)

↑

一括徴収税額（納入額と同額）

一括で徴収した税額を納入する月

※1月以降の退職の場合は、原則として一括徴収となります。

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

【提出先】〒342－8501　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　吉川市役所　総務部課税課市民税係